

## 介護保険負担限度額認定についてのご案内

介護保険施設を利用する場合の居住費(滞在費)と食費は、原則自己負担となります。ただし、次の所得の要件を満たす方は、これらの費用を軽減することができます。

- 【対象となるサービス】 ※有料老人ホーム、グループホーム及びデイサービス等は対象外です。  
 ○介護保険施設…特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院(療養病床)への入所  
 ○ショートステイ…短期入所生活介護・短期入所療養介護

【認定要件】 各負担段階の所得要件及び資産要件に該当する方が対象になります。

負担段階	所得要件		資産要件(夫婦の場合)	
第1段階	生活保護受給者等		かつ	1,000万円以下 (2,000万円以下)
第2段階	世帯全員が 市町村民税非課税 ※1	合計所得金額+年金収入額(※2)が 80万円以下	かつ	650万円以下 (1,650万円以下)
第3段階 ①		合計所得金額+年金収入額(※2)が 80万円超 120万円以下	かつ	550万円以下 (1,550万円以下)
第3段階 ②		合計所得金額+年金収入額(※2)が 120万円超	かつ	500万円以下 (1,500万円以下)
第4段階 (非該当)	上記以外の人			

※1 別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税である必要があります。

※2 非課税年金も含まれます。

65歳未満の2号被保険者の資産要件は変更ありません。(単身1,000万円、夫婦2,000万円以下)

### 【負担限度額】

負担段階	食費 ※1	居住費※2			
		ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室	多床室
第1段階	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階	390円 (600円)	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階 ①	650円 (1,000円)	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
第3段階 ②	1,360円 (1,300円)	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
第4段階 (非該当)※3	1,445円	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)

※1 カッコ内は短期入所生活介護の金額となります。

※2 ( )内は、特別養護老人ホームに入所または短期入所した場合の金額です。

※3 第4段階の負担額は、施設の平均額で、具体的な金額は施設によって異なります。

【提出書類】 ※申請書類は、松川町ホームページ及び窓口(4番窓口)にご用意してあります。

- 1 申請書…被保険者に配偶者がいる場合は、配偶者の情報も記入してください。
- 2 同意書…被保険者に配偶者がいる場合は、配偶者の情報も記入してください。
- 3 預貯金額等がわかるものの写し(通帳のコピー等)※生活保護受給者は添付不要

### 【注意点】

- 1 認定を受けた場合は、申請書を受理したその月の初日からの適用となります。申請書を受理した月より前にさかのぼって適用することはできません(生活保護を受けている場合を除く)。有効期間は毎年7月31日までです。引き続きご利用される場合は、毎年申請が必要になります。
- 2 適切な申告を担保するために、審査決定後においても、配偶者の有無やその課税状況、金融機関への資産調査を実施します。基準を上回る所得・資産であったことが判明した場合は、給付を受けた金額の返還だけでなく、場合によっては加算金も課されます。

お問い合わせ  
 松川町役場 保健福祉課 高齢者係  
 電話 0265-36-7022(直通)